

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立武道館	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要															
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。														
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、県内唯一の総合的な武道競技施設として、全国規模の大会開催等により、スポーツによる交流人口の拡大を推進するほか、武道を通じた青少年の健全育成にも寄与している。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、大規模武道競技大会の開催、ライフステージに応じた多様な武道活動の促進、子どもの武道体験機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、武道を通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進する。また、武道競技大会のみならず、文化・芸術活動や大規模文化イベントを開催し、幅広い世代による施設の有効活用を図る。														
設置年	2004年	経過年数	22年	目標使用年数	60年	残年数	38年	施設面積	敷地面積 84,436.10㎡、建築面積 12,237.00㎡、延床面積 18,744.00㎡						
施設の設置状況	大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、その他（トレーニング室、会議室）等														
県内類似施設	—			東北各県類似施設		青森県武道館（青森県）、岩手県宮内武道館（岩手県）、宮城県第二総合運動場（宮城県）、山形県武道館（山形県）、NVC福島アリーナ（福島県）									
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応													
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。													
料金制	指定管理料制	主な料金設定	<大道場（入場料を徴収しない場合）> ○アマチュアスポーツ使用（児童生徒のため）：1,470円/h、（児童生徒以外の者のため）：2,930円/h ※入場料を徴収する場合は別料金設定 ○その他催物（平日）：11,730円/h、（休日）14,040円/h <小道場・剣道場・柔道場>○児童生徒のために使用：840円/h、児童生徒以外の者のために使用：1,680円/h <近代的弓道場・遠的弓道場>○児童生徒のために使用：1,150円/h、児童生徒以外の者のために使用：2,310円/h <相撲場> ○児童生徒のために使用：420円/h、児童生徒以外の者のために使用：840円/h <野外相撲場> ○児童生徒のために使用：210円/h、児童生徒以外の者のために使用：420円/h ※その他会議室、放送設備、温水シャワー、照明、冷暖房等の料金設定あり												
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日（2年間）				営業期間・時間 通年（12/29～1/3を除く）・午前9時～午後9時										
指定管理業務の内容	①使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務 ④県民会館事業を継承した文化振興事業の普及振興				自主事業の内容					・通年剣道教室 40回 ・初心者武道教室（合気道）5回 ・太極拳教室 10回 ・親子スポーツチャンバラ教室 6回 ・フラダンス教室 10回 ・和太鼓教室 10回 ・ベビーマッサージ&サイン教室 12回 ・幼児教室 12回 ・書道教室 6回 ・健康応援教室 36回 ・武道館探検ツアー 1回 ・向浜こどもスタンプラリー 1回 ・新春書初め席書大会 1回 ・武道まつり 1回					
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7		
収支決算（千円）	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析								
	収入	利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、大道場の利用者数が前年度に対して10,597人、小道場が7人と合わせて10,604人減少した。特に大道場の利用については、大会規模の縮小により利用者が7,305人減少した。大道場以外の利用者は3,287人増加したものの、全体で7,317人の減少となった。なお、利用項目別として、大会利用では4,845人の減少、貸切利用では3,294人の減少、個人利用では522人の減少となり、前年度比で95.8%となった。						
		指定管理料	75,364	75,364	75,364	91,059	91,059								
		その他収入	1,274	7,014	12,600	2,194	3,156								
	合計	76,638	82,378	87,964	93,253	94,215									
	支出	人件費	24,492	23,811	25,923	30,527	30,599		収支決算	収入については自主事業の教室参加者が減ったものの、物価高騰の重点支援等により、1.0%増となった。支出については、省エネ対策として冷暖房設備の運転時間等を調整して電気料金、燃料費の節減に努め、単価上昇の中でほぼ横ばいに抑えた。しかし冷温水ポンプモーターの修繕により、修繕費が44.6%増となったほか、労務単価（人件費）上昇の影響に伴い、支出全体として8.3%増となった。					
		光熱水費	17,558	26,106	29,002	27,199	27,580								
		修繕費	1,350	927	2,155	906	1,310								
		委託料	16,179	16,514	17,483	18,571	18,669								
		その他支出	21,705	20,408	23,278	22,862	23,436								
合計	81,284	87,766	97,841	100,065	101,594										
収支差	▲ 4,646	▲ 5,388	▲ 9,877	▲ 6,812	▲ 7,379										

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立武道館	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組					
運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	利用人数 186,000人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	194,400	225,000	186,000	<p>県市合同スケジュール調整会議にて決定した大会等は予定どおり開催されたが、参加者数の減少による規模の縮小や悪天候によるイベント参加者の減少等により利用者数は減少し、目標に対し90.1%となり目標を達成することができなかった。なお、催事やイベントは天候に左右されやすく、「子育て応援団すこやかあきた」では713人の減、「新春書初め席書大会」では950人の減となった。</p>
	実績	188,617	174,908	167,591	
	達成率	97.0%	77.7%	90.1%	
具体的な取組とその効果	<p>児童・生徒が武道を体験する機会として、各武道連盟と連携を図り武道体験会を開催したところ、この体験会を通じて県立武道館を利用する4武道団体等合計4名の新規入門を確認した。自主事業では、一部教室で初めてwebからの参加申込サービスを行い、参加者の申込み手続きが効率化したほか、当日の受付対応（申込内容の確認作業など）もスムーズに行うことができた。今後、全ての教室で導入することとした。</p>				
次年度の目標	目標の内容	利用者数 160,000人			
	設定の根拠	<p>「子育て応援団すこやかあきた」や「全国高等学校総合文化祭」のマーチング・パトントワリング部門の本会場といった大規模大会や催事が開催されるが、競技人口の減少に伴う大会規模の縮小、貸切利用では参加者の減少などを考慮し、令和8年度の目標は160,000人とする。</p>			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	B	<p>利用件数は堅調に推移したものの、大会規模の縮小等により1件あたりの利用人数が減少した。特に、前年度開催された東北規模の大会がなくなったことや、大会規模の縮小により、大道場の利用者は10,597人減少した。一方で、それ以外の道場では3,787人増加し、会議室は507人の減少となった。このことから、利用者数の目標達成率は90.1%となりB評価とする。</p>		
	県所管課	B	<p>多様な自主事業や大規模イベント通じ、幅広い利用者層の確保や武道愛好者の新規開拓に努めたことは評価できる。今後は競技人口の減少や大会規模の縮小は想定内として、新規団体利用の開拓やリピート率向上、武道以外の施設活用等についての検討し、利用者数の維持・向上に努めていただきたい。</p>		
3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組					
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	91.4	93.4	92.6	満足度調査で把握できる具体的な意見として、スマホの電波環境が悪いとの指摘が複数件あり、前年度に対して99.1%となった。
	具体的な取組とその効果	<p>幼稚園・保育園の運動会などの利用が増加してきており、子ども達が使えるトイレがあればうれしいとの要望があったため、直ちに子ども用便座を購入し各多目的トイレに設置したところ、ご利用いただいた保護者や先生からの評判も良く感謝された。</p>			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	アンケート調査に記載された要望については、対応できるものは確実に実行することとしており、満足度は92.6%となっていることからA評価とする。		
	県所管課	A	微減ではあるものの、概ね高い満足度で推移している。利用者の要望を吸い上げ、適切かつ迅速に対応していることからA評価とした。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立武道館	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組						
モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課	
	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等		A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等		A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等		A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等		A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等		A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等		A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等		A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等		B	B
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等		A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等		A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等		A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等		A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等		A	A
⑤ 広報・利用情報の発信		ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等		A	A	
⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等		A	A	
⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等		A	A	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	<p>B評価となっている経費の節減については、燃料費の高騰、労務単価、最低賃金の上昇に伴う人件費の増加など前年度と比較して物価の上昇が大きかった。また、収入については、自主事業として開催予定であった柔道教室、銃剣道教室、少林寺拳法で護身術の参加希望者が最低申込者数を下回ったため中止となったほか、自主事業への参加者が前年度に対し減少したため、その他収入（参加料収入）が前年度と比較して減少した。</p> <p>経費の低減については、物価高の影響があるものの、可能な範囲での修繕の直営作業、省エネ対策などにより経費節減に向けた取り組みを行ったほか、自主事業（教室）は全体で参加者が減少しているものの、参加者が増加している教室では広報誌に掲載されるタイミングが募集開始直前であったことが要因の一つとなったほか、web申込を開始するなどwebサイトを効果的に活用する取り組みを始めた。</p> <p>その他の管理運営体制、サービス向上の各項目はいずれも適切に実施しており、A評価とする。</p>			
	県所管課	A	<p>⑧経費低減・収入の増加については、施設の老朽化や燃料価格・電気料金高騰の現状を踏まえると、必要経費としてやむを得ない面がある。収入増についてはSNS等での自主事業、施設設備のPRなど工夫改善を期待しB評価とした。</p> <p>その他の項目については安全管理や職員配置、利用者への対応など全体的に良好な運営を行ったことを踏まえ、A評価とした。</p>			

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立武道館	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	各武道競技団体との連携を図り、初心者や幼児・児童を対象として様々な武道に触れることができる自主事業を企画している。また武道等の種目を問わず、幼児から高齢者まで幅広い世代に応じた多様な大規模イベントを開催し、「第4期スポーツ推進計画」に唱う幅広い世代の施設の利用拡大に寄与している。	
施設運営の課題	施設設備の経年劣化により、修繕や更新を計画的に行う必要があるが、十分な予算が確保できない状況である。また、光熱費等の必要経費高騰により管理・運営費が増加傾向にあるため、収益力を向上させていくことが課題といえる。	
今後の方向性	限られた予算の中で、緊急性や法令遵守などの優先事項をもとに、計画的な施設修繕・更新を実施していく。また、令和8年度から利用料金併用制を導入し、民間のノウハウを生かした運営により利用者数増加、ならびに収益拡大につながるよう促していく。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価(提言)令和7年度	施設の管理運営状況	○利用者数については目標を達成することができていないほか、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、今後も武道の競技人口は減少することが見込まれるため、その他のスポーツや各種イベントなど、多目的な施設利用が図られるよう、取組を強化すべきと判断される。そのほか、利用者数の確保に当たっては、無料駐車スペースをPRすることも効果的と考える。
	県の施策達成に向けた施設運営	○次期指定管理期間においては、運営方式を指定管理料制から利用料金併用制に変更予定であるが、持続的な施設運営が図られるよう、施設名称の変更や設置目的の見直しなど、多目的な施設利用を一層推進することで、収益確保に努めてほしい。 ○向浜運動場や県立野球場など向浜スポーツゾーンとして一体的な維持管理を行うことで、区域全体としての賑わい創出やコスト縮減効果を期待したい。
評価(提言)を踏まえた対応方針令和7年度	指定管理者	○利用者数については、コロナ禍で中止となった2万人規模のイベントが再開に向けて利用申込があつたものの、結果的に中止となったことが目標を達成することが出来なかつた大きな要因となった。 ○直近では武道以外の新たな利用が増えてきており、シルバー世代を対象とした利用やイベント会社への働きかけによる誘致など、より多目的な利用促進に努める。 ○駐車場の少ない施設や近隣の会社でのイベント等の開催にあたり、官民間わす駐車場を活用いただいている。今後、武道館の施設利用案内などで、無料の駐車場が附属されている施設であることを積極的にPRし、利用促進に努める。
	県所管課	○利用料金併用制への移行を契機に、指定管理者の自主的な経営努力が最大限発揮されるよう促す。 ○向浜スポーツゾーンとしての一体的な維持管理によるコスト縮減効果を追求するとともに、無料駐車場のPR強化や新たな利用者層の開拓など、多目的な利用による収益確保と賑わい創出に向け、必要な助言・支援を継続する。
対応方針の進捗状況令和●年度	指定管理者	—
	県所管課	—

○秋田県立武道館条例

平成十五年十二月二十二日  
秋田県条例第八十六号

秋田県立武道館条例をここに公布する。

秋田県立武道館条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立武道館(以下「武道館」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄二番地の二に設置する。

(平一七条例八二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 武道館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(平一七条例八二・平二〇条例二五・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 武道館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、武道館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 武道館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - 三 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用についてはこれらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて武道館の管理を行わなければならない。

(平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一六年教委規則第二号で平成一六年三月二日から施行)  
 (重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一七年条例第三号)抄  
 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (公告に関する経過措置)
- 5 この条例の施行前に附則第二項の規定による改正前の秋田県港湾施設管理条例第二十条、附則第三項の規定による改正前の秋田県立男鹿水族館条例第十二条又は前項の規定による改正前の秋田県立武道館条例第七条第五項の規定によりされた指定管理者の指定の公告は、第八条前段の規定によりされた公告とみなす。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二〇年条例第二五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
 (経過措置)
- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第四〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平二〇条例二五・平二六条例四〇・平三一条例一一・一部改正)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大道場等の使用料

区分				使用料の額(一施設一時間につき)	
				午前九時から午後九時まで	午前九時から午後九時までの時間以外
大道場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	一、四七〇円	二、九三〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円
	その他の催物に使用するとき		平日	一一、七三〇円	二三、四七〇円
			土曜日・日曜日・休日	一四、〇四〇円	二八、〇八〇円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円	

	使用するとき	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	五、八七〇円	一一、七三〇円
	その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	六一、三九〇円
			土曜日・日曜日・休日	七三、五四〇円
		営利を目的とする催物であるとき	平日	一二二、五七〇円
			土曜日・日曜日・休日	一四七、〇九〇円
小道場 柔道場 剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		八四〇円	一、六八〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		一、六八〇円	三、三五〇円
近的弓道場 遠的弓道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		一、一五〇円	二、三一〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		二、三一〇円	四、六一〇円
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		四二〇円	八四〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		八四〇円	一、六八〇円
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		二一〇円	四二〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		四二〇円	八四〇円

備考

- 一 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、武道館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。
- 五 大道場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(二) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
会議室	一室一時間につき	一二〇円	二三〇円
放送設備	一時間につき	七三〇円	一、四七〇円
温水シャワー	一室一時間につき	二九〇円	五九〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

(三) 照明等の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合

照明	大道場	全灯使用	一時間につき	二、〇八〇円	四、一七〇円
		二分の一減灯使用		一、〇四〇円	二、〇九〇円
		三分の二減灯使用		七〇〇円	一、三九〇円
	小道場	一三〇円		二六〇円	
	柔道場	二四〇円		四八〇円	
	剣道場	一九〇円		三七〇円	
	近的弓道場	一四〇円		二八〇円	
	遠的弓道場	一一〇円		二二〇円	
	相撲場	七〇円		一三〇円	
	屋外相撲場	二〇円		四〇円	
暖房	大道場	五五〇円	一、一〇〇円		
	小道場	一三〇円	二六〇円		
	柔道場	三三〇円	六六〇円		
	剣道場	二〇〇円	三九〇円		
	近的弓道場	二七〇円	五五〇円		
	相撲場	九〇円	一八〇円		
冷房	大道場	四四〇円	八八〇円		
	小道場	一一〇円	二二〇円		
	柔道場	一九〇円	三七〇円		
	剣道場	一五〇円	三一〇円		
	近的弓道場	二二〇円	四四〇円		
	相撲場	八〇円	一五〇円		

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(一) 武道館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額(午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学生徒	一二〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一五〇円
一般	二五〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百三十円